

# はり・きゅう/療養費の額

2019年10月1日以降の施術から適用

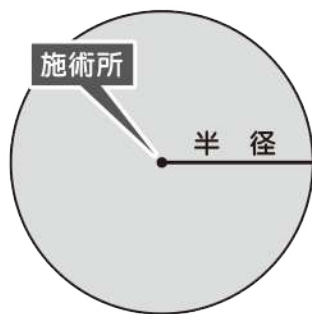
## はり・きゅう

(単価に関しては、保発第0918第6号による)

### 1. 支給額

初 検 料	1. はり	1,710円
	2. きゅう	1,710円
	3. はり・きゅう併用	1,760円
施 術 料	はり	1,540円
	きゅう	1,540円
	はり・きゅう併用	1,590円
電 療 料	電気針・電气温灸器 電気光線器具使用	30円
施術報告書		1回につき 300円

### 2. 往療料



※最高片道16kmまで

施術所から 直線距離 (片道)	4kmまで	2,300円
	4km超	2,700円

※往療料は2種類のみです。

- 施術所を中心とした半径16kmの円以内に患家がある場合にかぎり、往療料の保険申請ができます。

16kmを超えると、往療を必要とする絶対的な理由がなければ、施術料についても申請ができませんので、ご注意願います。

- 施術者が歩行困難等、往療の必要性を判断します。

※往療に関しては、すべて保医発1001002号5章「往療料」と0930第4号によって支給判断されます。『(平成30年10月以降施術分)はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について』を参考にしてください。

単価等、支給基準は2年を目途に改定されます。

# マッサージ/療養費の額

2019年10月1日以降の施術から適用

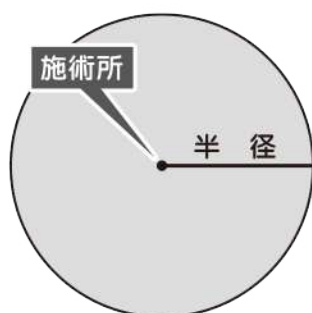
## あんま・マッサージ

(単価に関しては、保発第0918第6号による)

### 1. 支給額

マッサージ	躯 幹	340円
	右上肢	340円
	左上肢	340円
	右下肢	340円
	左下肢	340円
温罨法を併施したとき	1回につき	110円加算
電気光線器具を併施	1回につき	150円加算
変形徒手矯正術	1肢につき	790円
施術報告書交付料	1回につき	300円
※変形徒手矯正術のみ同意書の有効期限は1ヶ月で、それ以上は改めて同意書が必要		
・初検料はありません。 ・医師との併給は基本的に可能です。 医療のリハビリ等、介護保険が優先される場合にご注意ください。		

### 2. 往療料



※最高片道16kmまで

施術所から 直線距離 (片道)	4kmまで	2,300円
	4km超	2,700円

※往療料は2種類のみです。

- 施術所を中心とした半径16kmの円以内に患家がある場合にかぎり、往療料の保険申請ができます。16kmを超えると、往療を必要とする絶対的な理由がなければ、施術料についても申請ができませんので、ご注意願います。
- 医師に歩行困難等、往療の必要性を判断いただけてください。

※往療に関しては、すべて保医発1001002号5章「往療料」と0930第4号によって支給判断されます。

『(平成30年10月以降施術分)はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について』を参考にしてください。

単価等、支給基準はおおむね2年を目途に改定されます。